

## 令和2年8月末における少年非行等の概況

生活安全部

### ◎ 非行少年等の状況

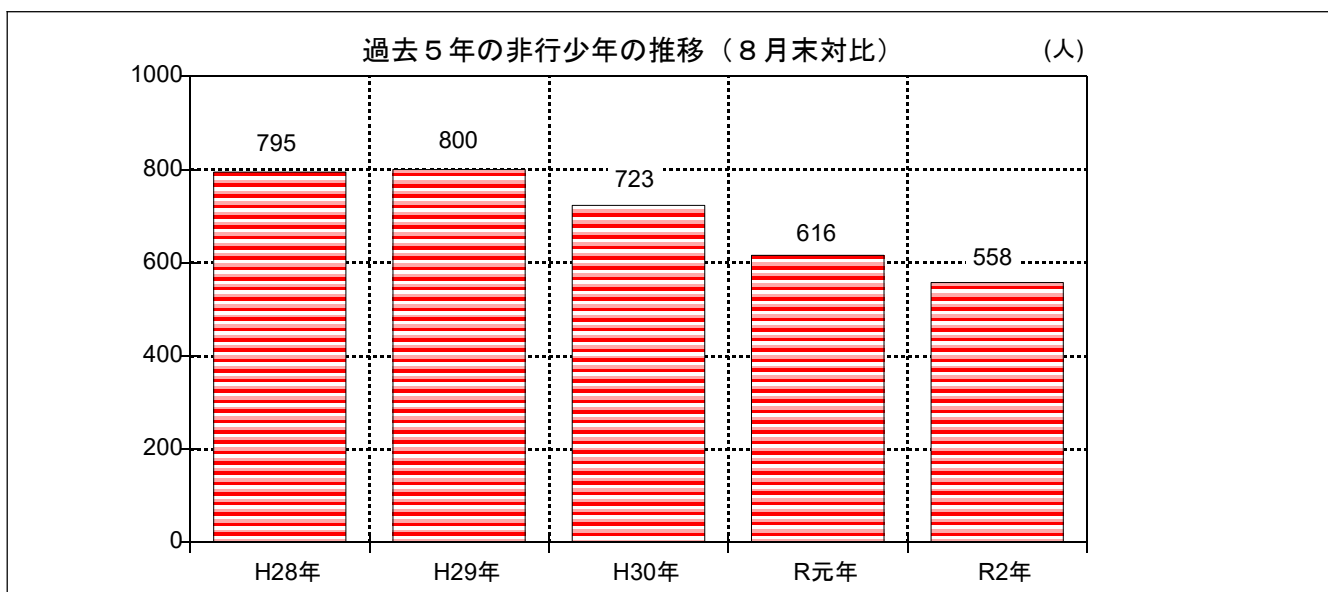
非行少年は558人で、前年同期比58人(9.4%)減少した。刑法犯少年は477人で69人(12.6%)減少、特別法犯少年は80人で前年同期比12人(17.6%)増加した。

不良行為少年は7,988人で、前年同期比2,020人(20.2%)減少した。

刑法犯少年(犯罪少年)の再犯者率は26.6%で、前年同期比5.2ポイント減少した。

		非 行 少 年								不 良 行 為 少 年
		刑 法 犯 少 年				特 別 法 犯 少 年			ぐ 犯 少 年	
		犯 罪 少 年	触 法 少 年	犯 罪 少 年	触 法 少 年	ぐ 犯 少 年				
総 数	2年	558	477	349	128	80	76	4	1	7,988
	元年	616	546	380	166	68	65	3	2	10,008
	増減 (%)	-58 (-9.4)	-69 (-12.6)	-31 (-8.2)	-38 (-22.9)	12 (17.6)	11 (16.9)	1 (33.3)	-1 (-50.0)	-2,020 (-20.2)
うち 女子	2年	101	83	54	29	18	16	2		2,142
	元年	108	100	56	44	8	8			2,812
	増減 (%)	-7 (-6.5)	-17 (-17.0)	-2 (-3.6)	-15 (-34.1)	10 (125.0)	8 (100.0)	2		-670 (-23.8)

- ※ 犯 罪 少 年… 罪を犯した14歳以上20歳未満の少年
- 触 法 少 年… 刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年
- ぐ 犯 少 年… 保護者の正当な監督に服しない性癖があるなど、一定の事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年
- 不良行為少年… 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかい、その他自己又は他人の徳性を害する行為をしている少年
- 刑 法 犯… 「刑法」に規定する罪(道路上の交通事故に係る第211条の罪を除く。)並びに「暴力行為等処罰ニ関スル法律」及び「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律」に規定する罪をいう。
- 特 別 法 犯… 刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条に規定する罪及び「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」に規定する罪並びに交通法令違反を除くすべての罪(条例に規定する罪を含む。)



○ 刑法犯の検挙・補導人員（罪種別）

罪種別では、窃盗犯が321人(67.3%)で、このうち万引きが212人(66.0%)と最も多い。

	総 数							
	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯		知能犯	風俗犯	その他の 刑法犯	
				うち 万引き				
2年	477	11	69	321	212	4	12	60
元年	546	7	94	335	232	8	12	90
増減 (%)	-69 (-12.6)	4 (57.1)	-25 (-26.6)	-14 (-4.2)	-20 (-8.6)	-4 (-50.0)	0	-30 (-33.3)

○ 刑法犯の検挙・補導人員（学職別）

学職別では、高校生が156人(32.7%)、小学生が100人(21.0%)、有職少年が87人(18.2%)であった。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
2年	477	351	100	61	156	34	87	39	
元年	546	422	108	128	157	29	93	31	
増減 (%)	-69 (-12.6)	-71 (-16.8)	-8 (-7.4)	-67 (-52.3)	-1 (-0.6)	5 (17.2)	-6 (-6.5)	8 (25.8)	

○ 特別法犯の検挙・補導人員（法令別）

法令別では、児童買春・児童ポルノ禁止法が19人(23.8%)と最も多い。

	総 数									
	軽犯罪法	児童買春・児童 ポルノ禁止法	育 成 条 例	覚 醒 剤 取 締 法	大 麻 取 締 法	風 俗 営 業 適 正 化 法	売 春 防 止 法	不 正 ア ク セ ス 禁 止 法	その他の 特別法	
2年	80	4	19	7	1	18	1	3		27
元年	68	6	24	5		5		4		24
増減 (%)	12 (17.6)	-2 (-33.3)	-5 (-20.8)	2 (40.0)	1	13 (260.0)	1	-1 (-25.0)		3 (12.5)

○ 薬物乱用少年（学職別）

学職別では、有職少年が10人(50.0%)と最も多い。

	総 数								
	未就学	児童・生徒・学生					有職少年	無職少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
2年	20	5			2	3	10	5	
元年	5						4	1	
増減 (%)	15 (300.0)	5			2	3	6 (150.0)	4 (400.0)	

※薬物乱用少年… 大麻、覚醒剤、麻薬等を所持するなどして「大麻取締法」、「覚醒剤取締法」、「麻薬等取締法」、「毒物及び劇物取締法」で検挙又は補導された少年

## ◎ 少年の福祉を害する犯罪（福祉犯）の状況

### ○ 福祉犯の検挙人員（法令別）

福祉犯の検挙人員は161人で、前年同期比10人(5.8%)減少した。

	総 数						
	児 童 福祉法	児童買春・児童 ポルノ禁止法	育 成 条 例	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	その他	
2年	161	4	70	69	5	4	9
元年	171	6	83	68	2		12
増減 (%)	-10 (-5.8)	-2 (-33.3)	-13 (-15.7)	1 (1.5)	3 (150.0)	4	-3 (-25.0)

### ○ 福祉犯の被害少年（法令別）

法令別では青少年健全育成条例が53人(38.4%)と最も多い。

	総 数						
	児 童 福祉法	児童買春・児童 ポルノ禁止法	育 成 条 例	風俗営業 適正化法	売 春 防止法	その他	
2年	138	4	52	53	21	1	7
元年	145	7	68	52	5		13
増減 (%)	-7 (-4.8)	-3 (-42.9)	-16 (-23.5)	1 (1.9)	16 (320.0)	1	-6 (-46.2)

### ○ 福祉犯の被害少年（学職別）

学職別では、高校生77人(55.8%)、中学生30人(21.7%)、有職少年15人(10.9%)であった。

	総 数								
	未就学	児 童 ・ 生 徒 ・ 学 生					有職 少年	無職 少年	
		小学生	中学生	高校生	その他学生				
2年	138	2	112	5	30	77		15	9
元年	145	1	128	8	42	78		12	4
増減 (%)	-7 (-4.8)	1 (100.0)	-16 (-12.5)	-3 (-37.5)	-12 (-28.6)	-1 (-1.3)		3 (25.0)	5 (125.0)